THE PARTNER OF DENTISTS & DOCTORS

＊＊２０１８年　２月（第６版）
＊２０１７年１２月（第５版）（新記載要領に基づく改訂）

製造販売届出番号 ：１１Ｂ１Ｘ１０００６６９Ｄ１０１

機械器具　６９　歯科用蒸和器及び重合器
一般医療機器　歯科用フラスコ（４２３４３０００）

フラスコ

＊＊ **【形状・構造及び原理等】**

〔形状・構造等〕

1. 形状（代表例）

2. 材質・組成
   亜鉛合金

【使用目的又は効果】

歯科技工操作において、重合用補綴物を成形する際、ろう型を埋没する器具である。

【使用方法等】

1. 使用前に、ろう等の付着物がないことを確認する。付着物が見られた場合には、使用に先立ち除去する。
2. 通法に従い操作する。
3. **【使用上の注意】**及び**【保管方法及び有効期間等】**に従う。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

1. 破折等のおそれがあるので、以下は行わないこと。
   ①本品に対する曲げ・切削・加圧等
   ②粗雑な扱い（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）
   ③バーナ等による加熱
2. 薬液等が付着した場合、腐食するおそれがあるので速やかに清拭すること。
3. 使用後、速やかに付着物を取り除くこと。又、必要に応じて洗浄すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 金属電位差を要因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具を一緒に保管しないこと。
3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。
   ①錆びている器具と一緒に保管しない。
   ②化学薬品と一緒に保管しない。
   ③滅菌器、保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 使用前に以下について点検すること。
   ①ろう等の付着物がないか
   ②破損、ヒビ、キズ又は腐食等がないか
   ③各部品（取り外し可能箇所）の内部に汚れ、ヒビ又は腐食等がないか
   ④各部品の動きに異常はないか

〈注意事項〉

1. オートクレーブ滅菌は、本品を劣化させるので行わないこと。
2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。
3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
4. 洗浄後は、本品に付着した水分を除去し、十分に乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因となることがある。
5. 腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名 ：株式会社ＹＤＭ
住　　所 ：〒355-0042
埼玉県東松山市今泉２８
電話番号 ：０４９３－２４－３３８８
ファックス ：０４９３－２４－０７０３
ホームページ ：http://www.ydm.co.jp/